

## 小型浄化槽設置整備事業補助金交付にかかる手順について

補助金申請手続きの前に

浄化槽設置届などを提出しておいてください。

提出先は、

建築確認申請を必要としない工事（浄化槽の設置工事のみ）の場合は、

浄化槽設置届を次の部署に提出してください。

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市 市民部 環境政策課 環境政策係

Tel(0824)62-6136

建築確認申請を伴う工事の場合(住宅の新築など)は、

建築確認申請と併せて浄化槽設置届を次の部署に提出してください。

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号

三次市 建設部 都市建築課 建築指導係

Tel(0824)62-6385

次に補助金を受ける為の手続きです。

### 1 補助金の交付申請について（要綱第5条）

建設部下水道課へ「様式第1号 小型浄化槽設置整備事業補助金交付申請書」に諸書類を添えて提出してください。

注意事項

- 一 着工予定年月日は、補助金交付決定日以降になるよう余裕をもった月日を記入し、早めに提出してください。
- 二 「小型浄化槽設置工事請負契約書」に、収入印紙の添付と割印を忘れないでください。又、その写しを提出してください。（工事の期間など申請書の記載内容と矛盾しないよう気をつけてください。）
- 三 添付書類の浄化槽設置届の写しには、必ず適法な機関の受理印が押されたものをお使いください。
- 四 浄化槽法定検査依頼書の写しは、浄化槽設置工事の完成後「様式第5号 小型浄化槽設置整備事業実績報告書」に添付のうえ提出してください。
- 五 平成20年度から「様式第8号 市税等納付状況閲覧承諾書」を提出していただくよう変更しています。市税等の滞納者は補助の対象となりません。
- 六 平成22年度から見積書の写し及び「様式第9号 工事請負契約額内訳書」を提出していただくよう変更しています。

## 2 補助金交付の可否の決定及び通知について（要綱第6条）

申請の内容を審査のうえ、補助対象者には様式第2号による「指令書」（補助金交付決定通知書）を、それ以外の方には様式第3号による「指令書」（補助金不交付決定通知書）を建設部下水道課より申請者へ送付します。

## 3 浄化槽設置工事について

浄化槽法を遵守のうえ浄化槽設置工事を進めてください。

提出写真は、別紙「小型浄化槽設置工事完成届」に添付のうえ提出してください。

### 注意事項

- 一 平成20年度から市内全域で「浄化槽基礎コンクリート水平検査報告書」を提出していただくよう変更しています。

## 4 変更承認申請について（要綱第7条）

申請内容を変更する場合は、建設部下水道課へ「様式第4号 小型浄化槽設置整備事業補助金変更等承認申請書」を速やかに提出してください。

## 5 実績報告について（要綱第8条）

建設部下水道課へ「様式第5号 小型浄化槽設置整備事業実績報告書」に諸書類を添えて提出してください。

### 注意事項

- 一 事業着手年月日は、補助金交付決定日以降になります。
- 二 「浄化槽維持管理委託契約書」に、収入印紙の添付と割印を忘れないでください。又、その写しを提出してください。（維持管理の期間など実績報告書の記載内容と矛盾しないよう気をつけてください。）
- 三 浄化槽維持管理委託契約の締結後、速やかに提出してください。
- 四 実績報告の際に「様式第7号 小型浄化槽設置整備事業補助金交付請求書」を提出される場合は日付を記入せずに提出してください。
- 五 添付資料として浄化槽法第11条第1項の規定による浄化槽法定検査受検契約書の写しを提出してください。

## 6 竣工検査について

実績報告書の提出後、補助対象者と相談のうえ、検査希望日を建設部下水道課にご連絡ください。

### 注意事項

- 一 施工業者の方と、宅内に入ることができる方(宅内からの排水が適切に行えるよう施工されているかを確認する為)に立ち会っていただきます。

## 7 補助金の交付額の確定について（要綱第9条）

書類及び現地を審査のうえ、補助金の交付決定内容及び条件に適合すると認められたとき、対象者に「様式第6号 小型浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書」を建設部下水道課より補助対象者へ送付します。

#### 8 補助金の請求について（要綱第10条）

建設部下水道課へ「様式第7号 小型浄化槽設置整備事業補助金交付請求書」を提出してください。

##### 注意事項

- 一 補助対象者と受取人が異なる場合には、委任状が必要になります。
- 二 振込口座記入欄に記入もれ記入誤りがないよう、よく注意してください。

#### 9 維持管理の義務について（要綱第11条）

- 一 浄化槽法第7条（設置後の水質検査）及び法第11条（定期検査）に規定する水質検査（法定検査）を受検しなければなりません。
- 二 法第10条に規定する保守点検及び清掃をしなければなりません。
- 三 法第12条及び法第12条の2に規定する保守点検・清掃及び法定検査についての改善命令等に従わなければなりません。

#### ※ 特記事項

流入管の清掃が必要と説明し強引に契約を結ぶ悪質な業者が後を絶ちません。流入管の清掃が必要となった場合は、浄化槽を設置した業者や浄化槽維持管理業者に依頼してください。だまされないよう、よく注意してください。（怪しい業者が現れた際には、建設部下水道課または、総合窓口センター環境政策課にご連絡ください。）

お問い合わせ先

〒728-0021

三次市三次町501番地

建設部下水道課管理係

TEL (0824) 62-6151